

資料 7

令和 8 年 6 月 12 日（金）
第 1 回 こどもどまんなか会議

根郷保育園民営化運営事業者募集要領

令和 8 年〇月

目次

1. 募集の概要.....	- 2 -
1-1 目的.....	- 2 -
1-2 設置・運営事業者の要件	- 2 -
1-3 スケジュール.....	- 3 -
1-4 施設整備補助金、開園後の運営費用	- 5 -
1-5 応募方法と留意事項	- 6 -
1-6 選定方法.....	- 8 -
2. 募集施設の概要.....	- 10 -
2-1 募集地域.....	- 10 -
2-2 募集施設・運営条件	- 11 -
2-3 地域住民等への説明	- 13 -
3. 新保育園の保育内容や職員配置等について	- 13 -
3-1 実施する保育内容等	- 13 -
3-2 職員配置.....	- 16 -
3-3 合同保育について.....	- 18 -
4. その他.....	- 19 -
4-1 施設整備における配慮.....	- 19 -
4-2 施設整備補助金を受ける際の工事請負契約について	- 19 -
4-3 根郷保育園の保育従事者について	- 19 -
5. 資料	- 20 -
5-1 佐倉市保育目標	- 13 -
5-2 佐倉市立保育園の歴史.....	- 20 -

1. 募集の概要

1-1 目的

佐倉市では、「佐倉市立保育園の在り方に関する基本方針(第2次)改定版」に基づき、「根郷保育園を民間事業者を引き継ぐ際のガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインの下、令和11年4月から根郷保育園の保育を引き継ぐ運営事業者を決定することを目的として本募集要領により公募します。

なお、本募集要領は令和6年4月に民営化を実施した南志津保育園民営化運営事業者募集要領をベースに作成しています。

1-2 設置・運営事業者の要件

次の(ア)から(キ)に該当する法人で、「2. 募集施設の概要」、「3. 新保育園の保育内容や職員配置等について」に記載する施設を設置し、運営を行うことができること。

(ア) 令和8年4月1日現在において、千葉県・東京都・埼玉県・神奈川県・茨城県のいずれかで、保育所(保育所型認定こども園を含む)または幼保連携型認定こども園を1園以上運営している法人

(3年以上の運営実績を要する。ただし、公設保育所の業務委託による運営を除く)

※グループ法人等の関連会社に上記都県において5年以上の保育所等の運営実績がある場合にも応募資格有とみなします。

(イ) 社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、**子ども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)**、建築基準法、消防法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例その他の関係法令及び通知等を遵守して、事業者自らが保育所を設置・運営する又は賃借物件等による運営を行うこと。

(ウ) 次の欠格事項に該当しないこと。

1. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
2. 会社更生法、民事再生法等により更生または再生手続きを開始していないこと。
3. 参加事業者及びその役員等が次の項目に該当していないこと。

- A 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
- B 暴力団員等を雇用している。
- C 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- 4. 児童福祉法第35条第5項第4号に該当しないこと。
- 5. 公租公課を滞納していないこと。

(エ) 保育所保育指針、本市の保育方針(佐倉市保育目標、全体的な計画)及び本要領の内容を十分に理解、遵守し、質の高い保育を提供する意向のある法人

(不動産貸与を受けて保育所を設置する場合の要件)

(オ)「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について(平成16年12月12日付雇児発第0524002号社援発第0524008号)」に記載の要件を満たすこと。

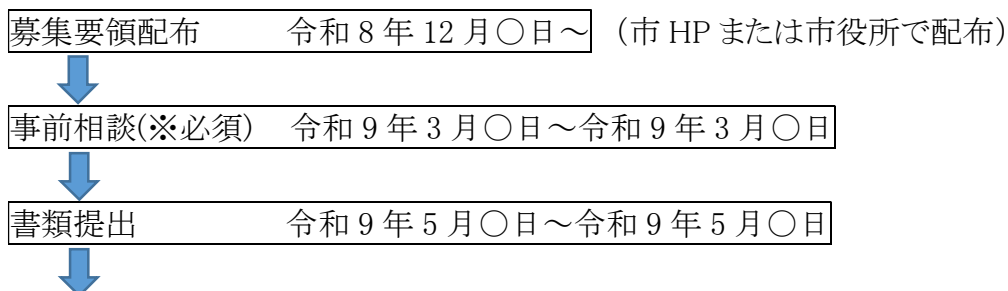
(社会福祉法人、学校法人以外が応募する場合の要件)

(カ) 応募する保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を普通預金・当座預金等により有していること。

(キ) 直近の会計年度において、保育所の経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

1-3 スケジュール

次のスケジュールで、運営事業者を決定いたします。なお、今後の状況により変更となる場合があります。



ヒアリング審査 令和9年6月〇日～令和9年6月〇日



移管先候補者決定 令和9年7月〇日

事業者決定後は、次のスケジュールで施設整備や保育の引継ぎ等を進めていただきます。

令和9年8月頃 保護者向け説明会への出席

※事業者の保育理念や保育内容等について説明(事業者→保護者)



以降 三者協議会(事業者・保護者・佐倉市)での協議

(考えられる協議事項)

- ・ 根郷保育園の保育内容の引継ぎ
- ・ 合同保育の実施
- ・ 【開園後】新保育園開園後の、保護者意見についての協議



令和9年度 市との協定締結

※開園までの準備や新保育園で実施する保育内容等についての協定

(開所時間、給食提供の際のアレルギー対応、障がい児保育の実施、
行事内容、保育従事者の配置、費用負担、合同保育の実施 等)



令和9年度 新園舎の基本設計、建築地の近隣等への説明

※募集要領の記載事項、三者協議会での協議事項を踏まえた設計



令和10年度①新保育園の建築工事、千葉県設置認可

移管前に見学が実施できるように、早めに工期を設定

②合同保育の実施

三者協議会の協議事項を反映し、園児や保護者との信頼関係の構築を行う。



令和11年4月 新保育園の開園

1-4 施設整備補助金、開園後の運営費用

施設整備に関する補助金について

- ・ 佐倉市民間保育園等施設整備費補助金交付要綱に基づく補助（予定）
 - 保育所に関する施設整備事業（就学前教育・保育施設整備交付金）
 - 保育所等改修等支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）

※ 補助対象者は、法人が自ら所有権を有して保育所の運営を行う場合に限り
ます。

※ 市交付要綱に基づく補助は、令和 10 年度佐倉市一般会計予算の範囲内で
行います。そのため、各補助制度の内容は、国の制度変更や市の施策の変
更等に伴い、今後、予告なく変更や廃止等の見直しを行う場合があります。

※ 建築による施設整備補助金を受けた場合、建物の耐用年数（厚生労働省告
示第 384 号）以前に保育所を廃止したり、建物を除去した場合は、財産処
分納付金の納付が必要となる場合があります。

開園後の運営費用について

- ・ 子ども・子育て支援法附則第 6 条に規定する委託費
- ・ 佐倉市保育園等運営費交付金交付要綱に基づく補助（予定）

1-5 応募方法と留意事項

(ア) 前提条件

- ・ 応募前に、前述スケジュールによる事前相談を行うことを原則とします。
- ・ 同一法人による複数の応募は、認めません。また、今回の応募により既存の保育施設等を廃止しないこと。
- ・ 土地や建物を賃借して整備する場合は、応募前に地権者等と予約契約や覚書を取り交わすことを原則とします。
- ・ 応募前に、提案地が存する区域の自治会長及び隣接住民等に、整備計画や、保育所整備の応募を行う旨の説明をすることを原則とします。

(イ) 質疑と回答

「受付期間」 令和8年12月〇日～令和8年12月〇日

※質疑をまとめ、電子メールにより送信してください。

電子メールアドレス kodomoseisaku@city.sakura.lg.jp

「回答」

- ・ 令和9年1月〇日までに電子メールにより回答します。
- ・ 他の応募予定者に知らせるべき質疑と回答については、質問者の許可なく、市ウェブサイトに掲載する場合があります。
- ・ 質疑の回答は、本要領と一体のものとして同様の効力を有します。

(ウ) 応募書類の提出場所、提出方法

「募集期間」 令和9年5月〇日～令和9年5月〇日

「提出場所」 佐倉市役所 こども政策課

(佐倉市海隣寺町97番地 2号館1階)

「提出方法」 窓口提出（募集期間の開庁日午前9時から午後5時）

- ・ 提出書類の確認をしますので、事前に提出日時の予約が必要です。
- ・ 郵送や電子メールによる提出は認めません。

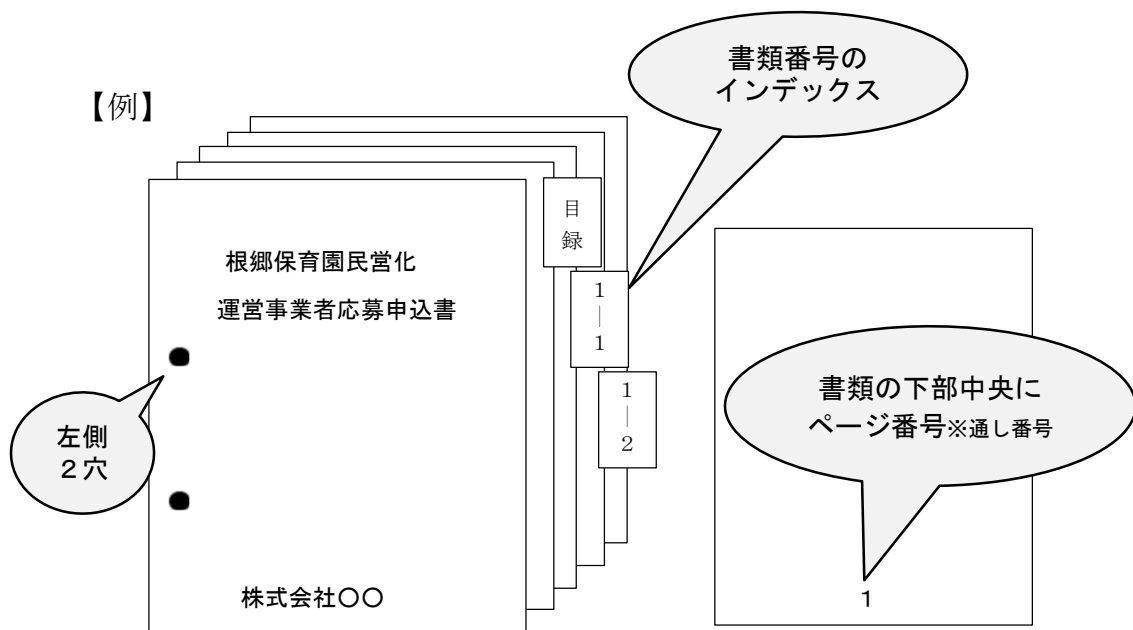
「提出部数」 7部（6部はコピー可）

「提出書類」

- ・ 提出書類は、別に定めます。
- ・ 1部ずつファイル(A4 縦、左綴じ)で綴り、表紙及び背表紙にタイトル・法人名を記入し、各書類に仕切り紙(インデックスを付す)をつけて提出してください。

(タイトル)根郷保育園民営化運営事業者応募申込書

(インデックス)提出書類目録(資料●)の番号を付番



(エ) その他

- ・ 申請書類は、パンフレット類を除き A4 縦型、横書き(図面は A3)で作成してください。
- ・ 募集期間を経過した場合の応募書類の差し替えは、原則として認めません。また、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合があります。
- ・ 申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、本市は事業者選定の公表にあたり必要な場合には、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。
- ・ 運営事業者の決定後、提出書類のうち「運営理念・保育理念、安全・安心・衛生対策、保育方針、運営実績、職員配置計画、根郷保育園の保育の引継ぎについての考え方」に関する応募書類は在園児保護者や入園希望者に対して公開します。このことに対しての異議は申し立てることができません。
- ・ 申請書類は、理由にかかわらず返却しません。また、佐倉市情報公開条例に基づき、第三者に公開する場合があります。
- ・ 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。
- ・ 次の場合、応募は無効とします。
 - ※ 応募書類が、本要領の要件等を著しく満たさないと市が判断した場合
 - ※ 応募書類に虚偽の記載があった場合
(選定後に判明した場合は失格とします)
 - ※ 審査の公平性に影響を与える行為を確認した場合
 - ※ その他、関係法令または本要領に反すると認められる場合
- ・ 事業者選定後に、本要領の要件に適合しない変更等が生じた場合は

決定を取り消す場合があります。

1-6 選定方法

運営事業者の選定は、学識経験者や在園児保護者等で構成する「根郷保育園民営化運営事業者選定専門部会」の審査結果の報告を受けて市が決定します。なお、応募者がいない場合やすべての応募者が運営事業者として適当でないと判断した場合は、決定を行いません。

審査は、事業者の運営理念の他、根郷保育園の保育の引継ぎについての具体的な方法や提案について、応募書類、プレゼンテーション及び審査員からのヒアリングを通じて総合的に行います。プレゼンテーション審査の詳細は応募された事業者に別途お知らせします。

応募にあたっては、以下のおもな審査項目を踏まえて書類作成の上、応募をお願いします。

(ア) おもな審査項目

1	運営理念 保育理念	保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場であることから、どのような保育環境を構成するか、そしてどのような養護及び教育を実践するかは、在園児の健全な心身の発達を図ることに大きな影響があります。そのため、応募者の保育の理念や、保育所運営に関する基本的な考え方を佐倉市保育目標に則して審査します。
2	安全・安心 ・衛生対策	保育所を安心して生活できる場とするためには、保育中の事故防止や不適切保育の予防対策、安全確保のための対策、衛生管理の徹底が必須です。これらの取組を審査します。
3	保育方針	適切な保育目標の設定や、保護者への対応、個別配慮が必要な子の保育についての考え方について審査します。
4	運営実績	他施設の運営実績や既運営施設における、施設指導監査の結果等について審査します。

5	職員配置計画	施設長、主任保育士及び保育士等の経験者や、看護師・栄養士等の専門職の配置計画について審査します。
6	人材確保 人材育成	保育従事者は人材不足の状況が続いており、職員の処遇改善など働きやすい環境づくりについての取組が必要です。また、質の高い保育の提供のためには人材育成への取り組みも必須であることから、これらの取り組みを審査します。
7	候補地の 立地や 保育環境	良好な保育環境の確保が見込まれる場所であるか、また、根郷保育園より利便の良い場所であるか等について審査します。その他、送迎用駐車場の確保見込みや事業執行の確実性についても審査の基準となります。
8	根郷保育園の保育の 引継ぎに ついての 考え方	根郷保育園の保育を引き継ぐにあたり、在園児や保護者への影響が少なく、安心して新保育園を利用できるように配慮します。 合同保育等における人材配置や保育の引継ぎについての取組などを審査します。
9	地域住民 向けの子育 て支援の取 組	保育園の運営に加えて、地域住民向けの子育て支援の取組を審査します。特に、併設している学童保育所が円滑に続けられるような提案を募集します。
10	地域の福祉 拠点として の取組	保育所が地域における福祉拠点として果たすべき役割として、在園児に限らない子育て家庭への支援や、関係機関(行政・学校・医療・子育て支援団体等)との連携、地域交流や相談支援、見守り機能等の具体的な取組の提案内容及び実施方針等について審査します。

(イ) 審査方法

- ・ 書類審査においては、法人の応募要件や新保育園の各要件を満たしているかを確認します。
- ・ あらかじめ審査項目毎に配点を決め、「根郷保育園民営化運営事業者選定専門部会」において採点を行います。
- ・ 「根郷保育園を民間事業者を引き継ぐ際のガイドライン」や「2. 募集

施設の概要」に沿った提案内容が高得点となるように配慮します。

- ・ 配点には「標準点」を設定し、合計得点が標準点の合計を下回る法人は、選定しません。
- ・ 複数の事業者から応募があった場合は、標準点の合計以上の得点を得た法人のうち一番得点が高い法人を、「根郷保育園民営化運営事業者選定専門部会」における選考結果として選定します。

(ウ) 選考結果の通知及び公表

選考結果は、すべての事業者に文書で通知します。また、選考結果を佐倉市ホームページで公表します。

2. 募集施設の概要

2-1 根郷保育園と同敷地で保育を引き継ぐ場合

建物について

用地について

用地の状況

区 分		状 況
地	番	
面	積	
地	目	
接面道路の幅員等		
法令等に基づく制限等	用途地域	
	建ぺい率	
	容 積 率	
	防火地域等	
	日 影 規 制	
そ の 他		
最	寄 駅	

周辺図、位置図 及び図面	別紙 1 : 周辺図 別紙 2 : 位置図 別紙 3 : 求積図
-----------------	--

2-2 根郷保育園と別敷地で保育を引き継ぐ場合

根郷区域(大崎台、寺崎北、表町)

大字	(参考) 既存の教育・保育施設
大崎台	根郷保育園、寺崎小学校
寺崎北	陽の木さくら保育園、アンファンひのきさくら
表町	かえで保育園さくら駅前

設置場所の提案においては、募集地域の中でも以下の点に配慮して応募をお願いします。

- ・ 土地の面積や形状等について、良好な保育環境の確保が見込まれること。
- ・ 在園児の登降園時(保護者の送迎時)において、安全確保ができる場所であること。
- ・ 周辺の騒音が新保育園の運営に支障がない場所であること。
- ・ 根郷保育園より、利便の良い場所であること。
- ・ 既に存する保育施設とは、至近の距離(約 300m以内程度)に設置しない。
- ・ 設置場所は、運営の支障となる権利設定(抵当権等)が無いこと、または当該権利の抹消が確実なこと。

※ 提案地の周辺に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する営業所がある場合、新保育園の設置に関してトラブルになる可能性があります。提案地周辺に該当する営業所が無いか、あらかじめ確認をしてください。

※ 地区計画の設定又は生産緑地指定等がされている場合も含め、計画地での施設整備について、佐倉市役所の関係所属と事前に協議・調整を行い、計画の実現性を十分に確認の上応募してください。

2-3 募集施設・運営条件

➤ 定員、受入年齢

施設種別	保育所(児童福祉法第 39 条第 1 項、千葉県認可を受けるもの)
施設数	1

整備方法	新築による整備または賃貸物件を活用した整備
開園時期	令和 11 年 4 月 1 日
認可定員	70 人以上 ※根郷保育園の在園児の受け入れを行うため、弾力的に利用定員を超えた受け入れを行っていただく場合があります。
受入年齢	0 歳児～5 歳児 ※0 歳児は、生後 57 日目以降の子を受け入れること ※定員の 35%以上を 3 歳未満とすること

➤ 設置基準

- (ア) 児童福祉法、建築基準法、消防法及びその他の関係法令を遵守し設置すること。
- (イ) 千葉県が定める、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び保育所設置認可に関する審査基準を満たし、県の認可を受けること（保育所設置認可等に関する要綱の規定はできる限り満たすこと）。
- (ウ) 根郷保育園における令和 10 年度の 0～4 歳児クラスの在園児が新保育園に入所できる保育室面積を確保すること。
- (エ) 屋外遊戯場の設置については、同一敷地内に確保することが望ましい。しかし、土地の確保が困難である等により代替地を屋外遊戯場とする場合は、以下の項目をすべて満たすことを条件とする。
 - ※ 新保育園からの位置が、日常的に幼児が使用できる程度であること
 - ※ 幼児の移動に当たっての安全が確保されること
 - ※ 屋外活動の安全が確保されること
 - ※ 代替地の所有権等を有する者が、佐倉市または公共的団体等で継続的な使用が認められること
- (オ) 敷地内または近隣において園児送迎用の駐車場及び駐輪場を設けること（駐車場は原則として定員の 1 割以上を確保すること）。また、ベビーカースペースの設置にも努めること。
- (カ) 保育所の経営を行うために直接必要なすべての不動産について、抵当権等の担保権及び保育所の経営に支障となる権利が存在しないこと。

➤ 保育時間、休園日

- (ア) 保育時間は、月曜日から土曜日の 11 時間保育を実施（保育標準時間：7:00～18:00、保育短時間：9:00～17:00）の上、18:00～20:00 の延長保育事業を実施する（月～金）こと。
- (イ) 休園日は、日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年

始(12月29日～31日、1月2日～3日)に限る。

2-3 地域住民等への説明

応募にあたっては、事前に以下の者への事前説明を終えること。

- ・ 候補地のすべての隣接者(道路を挟む場合の隣接者、空き地の場合の地権者を含む)
- ・ 候補地の敷地境界から半径40m以内の建築物の所有者または使用者

3. 新保育園の保育内容や職員配置等について

3-1 佐倉市保育目標

恵まれた自然の中で心身ともに健康で、豊かな人間性をもった子どもを育成する。健康と安全な生活の場を整え、明るく、優しく、くつろいだ雰囲気の中で、いきいきと充実した活動を通して生きる力の基礎を培う。

- (1) 自然を大切にできる子ども
- (2) 元気に遊べる子ども
- (3) 友だちと仲よくあそべる子ども
- (4) 自分で考えて行動できる子ども
- (5) 話したり聞いたりすることに喜びを持てる子ども
- (6) 物事に興味を持ち感動したり創意工夫できる子ども

3-2 根郷保育園保育理念

一人ひとりのこどもの状況や発達過程をふまえ、家庭や地域と連携してより良い園を目指す

＜保育方針＞

生きる力の基礎を培う保育

＜保育目標＞

- ・ 人の話をよく聞き、考えて行動できるこども
- ・ 思いやりのあるこども
- ・ 挨拶のできるこども

・自然を大切にできるこども

3-3 実施する保育内容等

現在、根郷保育園で実施している次の保育内容は、移管後の新保育園において引き継がれることを募集の要件とします。

➤ 延長保育

平日は保育標準時間(7:00～18:00)の終了後、18:00～20:00 までの延長保育を実施すること。なお、実施にあたっては、「延長保育事業の実施について」(雇児発 0717 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の一般型による実施を行うこと。

➤ 産休明け保育

生後 57 日目から 6 か月未満児の保育(9:00～17:00 に限る)を実施すること。

➤ 障がい児保育

- ・ こども一人一人の発達の過程や状態を把握した上で、概ね障がい児 2 名に対し保育士 1 名の配置を標準として適切に職員を配置し保育を実施すること。
- ・ 受け入れにあたっては、医師による診断書、関連機関や巡回相談等の活用・連携を積極的に行い、受け入れ後においても専門的知見を有する者等と連携の上、保育を実施すること。

➤ 給食

- ・ 新保育園内の調理室にて、調理を行うこと(外部搬入は不可)。
〔調理業務の全部を委託する場合においても、保育所内の調理室を使用して調理させることとし、「保育所における調理業務の委託について」(平成 10 年 2 月 18 日児発第 86 号厚生省児童家庭局長通知)を遵守すること。〕
- ・ 3 歳以上児を含めて、完全給食(主食・副食の提供)を実施すること。
- ・ 給食提供は、できる限り週 6 回提供を行うこと。職員体制が整わない等の理由により、週 5 回(月～金曜)となる場合においても、離乳食については土曜日も提供すること。
- ・ 市が定める「食物アレルギーマニュアル」に基づき、食物アレルギー対応を行うこと。

➤ 根郷保育園で実施する行事の確保

根郷保育園で実施している主な行事等については、十分な引継ぎを行い、3年を目安に継続すること。

(根郷保育園で実施している主な行事等)

- ✓ こども日の会(5月)
- ✓ 七夕(7月)
- ✓ 運動会(10月)
- ✓ 遠足(3歳以上児:年1回)
- ✓ おたのしみ会(3歳以上児:年1回)
- ✓ 餅つき(12月)
- ✓ クリスマス会(12月)
- ✓ 節分(2月)
- ✓ 卒園児遠足(年1回)
- ✓ ひなまつり(3月)
- ✓ 卒園式(3月)
- ✓ お別れ会(3月)
- ✓ 身体測定(毎月)
- ✓ 保護者と担任の個人面談(年2回)
- ✓ 保育参加(または保育参観)
0～2歳児:年2回(春・秋) 3～5歳児:年1回(春)
- ✓ 園だよりの発行(毎月)
- ✓ お誕生日会(お誕生日にお祝いします)

➤ 地域住民向けの子育て支援の取組

- ・ 上記の行事の実施時に、自治会、敬老会及び未就園児等の地域の子を招待する等により、地域と連携した保育を実施すること。
- ・ 定期的な園庭開放等の独自の取組を通じて、地域に開かれた子育て支援の取組を実施すること。

➤ 在園児の安全確保への取組

- ・ 災害等に対する具体的対策を立て、避難訓練及び消火訓練は少なくとも月に1回は行うこと。
- ・ 軽便消火器等の消火用具、非常口、その他非常災害に必要な設備を設けること。
- ・ 感染症や食中毒を未然に防止するため、必要な措置を十分に講じること。
- ・ 開園時や新入園児が多い年度当初などは、職員が見守りを行う等により、送

迎時の安全確保に努めること。

➤ 小学校接続に関する取り組み

➤ 一時預かり事業

➤ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

➤ 秘密保持、個人情報の取り扱い

- ・ 職員は、業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を漏らしてはならない。また、そのような事が無いように必要な措置を講じること。（児童福祉法第 18 条の 22）
- ・ 個人情報保護については、佐倉市個人情報保護条例に基づいて、適正な維持管理を行うこと。

➤ 苦情への対応

- ・ 苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。
- ・ 苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

➤ 費用負担

- ・ 延長保育の利用料金は、30 分につき月額 500 円とする。
- ・ 給食費は、公立保育園の月額 6,000 円に準じた金額となるように配慮すること。
- ・ 行事費等の実費負担については、真に必要な経費に限ること。
（根郷保育園在園児が、既に購入している物品等については新たに購入を求めないように配慮すること。）
- ・ 実費徴収以外の特定負担額（上乗せ徴収）の徴収は認めない。

※給食費や延長保育料等の新保育園で直接徴収する経費については、保護者が希望する金融機関口座からの引き落としに対応すること。

➤ その他

- ・ 父母の会などの保護者会の組織を妨げないこと。

3-3 職員配置

➤ 必要職員数

令和 8 年 4 月 8 日付けこ成保 306 号、8 文科初第 172 号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」の基本分単価に含まれる職員構成を満たすこと。

(令和 8 年度現在の職員配置基準の概要)

- ・ 施設長
- ・ 保育士 (次の①～④の合計)
 - ①年齢別配置基準による人数
(4 歳以上児 30 人につき 1 人、3 歳児 20 人につき 1 人、
1・2 歳児 6 人につき 1 人、乳児 3 人につき 1 人)
 - ②利用定員 90 人以下の施設については 1 人
 - ③保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設として 1 人
 - ④非常勤事務職員
- ・ 調理員等 (利用定員 41 人以上 150 人以下の施設は常勤 2 人)
- ・ 嘱託医 (小児科医又は内科医)、嘱託歯科医 (歯科医)

➤ 経験者や専門職の配置

「施設長」

- ・ 児童福祉事業等(※)に 2 年以上従事し、かつ、開園前までに厚生労働省又は同省が委託する者が実施する「保育所長等研修」又は(福)全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者で専任の正規職員を 1 名配置すること。

(※)児童福祉事業等

児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員

- ・ 施設長は、保育所(保育所型認定こども園を含む)または幼保連携型認定こども園においての従事経験を 5 年以上有する者であることが望ましい。

「主任保育士」

- ・ 保育所(保育所型認定こども園を含む)または幼保連携型認定こども園において 5 年以上従事し、かつ、他園で保育計画の立案や、保育指導等の主任業務の経験を 1 年以上有する者であることが望ましい。

「保育士」

- ・ 保育業務の経験年数が、3 年以上の保育士を 2 分の 1 以上配置すること。
- ・ 乳児保育の経験があるものを配置すること(最低 2 名)。

「保健師または看護師」

- ・ 乳児 6 人以上入所させる保育所は、保健師または看護師を置くように努め

ることとされていることから、配置することが望ましい。

「栄養士について」

- ・ 栄養士から、献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける体制を確保することが望ましい。(嘱託等による体制整備も可とする。)

3-4 合同保育について

根郷保育園の在園児の円滑な引継ぎや保護者との信頼関係の構築のため、下表を最低基準として、合同保育を実施していただきます。

応募時の提案内容を基に、三者協議会において細かい内容を協議・決定します。

「令和10年度（移管前）」

対象者（新保育園）	実施月と日数、実施内容
園長候補者	令和10年度の主な行事への参加 令和11年2月～3月 週1日(園長との引き継ぎ等)
主任保育士予定者	令和10年度の主な行事への参加 令和11年2月～3月 週1日 保護者の希望による個人面談の実施
1～5歳児クラス 担任予定者	令和11年2月～3月 週2日(合同保育) 保護者の希望による個人面談の実施

※なお、根郷保育園の0～4歳児クラスで保育を担当していた方が、令和11年度に新保育園で引き続き担任となる場合、合同保育は不要です。

「令和11年度（移管後）」

対象者（市職員）	実施月と日数、実施内容
園長・副園長	令和11年度 行事の実施や移管条件の履行について適宜確認し、 相談に応じます。
令和10年度 0～4歳児クラス担任	令和11年4月～6月 事業者から希望があった場合は、週1日を目安に保育 の実施について確認します。
巡回相談 市職員:保育士、保健師 栄養士、臨床心理士等	令和11年4月～6月 保育園を訪問し、こどもの生活や遊びの様子を確認し 保育士の不安の軽減や保育の質の向上につなげます。 ※7月以降は、事業者の希望により継続します。

4. その他

4-1 施設整備における配慮

近隣住民など周辺環境への影響が小さくなるように、近隣住民からの要望等にできる限り対応を行うこと。また、以下の点に配慮した建築計画を立てること。

- ・ 開口部をペアガラスにする等、施設内の音や声への対応
- ・ 室外機や調理室からの排気口に囲いをする等、排気への対応
- ・ 近隣に渋滞や危険が発生しないために、送迎ルートを統一する等、地域の交通環境への対応

近隣住民等から要望等があった場合は、その対応記録を作成し一定期間(5 年程度)保存すること。

4-2 施設整備補助金を受ける際の工事請負契約について

補助事業を遂行するために行う工事請負契約は、関連法令等を遵守するとともに、佐倉市契約事務要綱(平成 13 年 4 月 1 日制定)に準拠すること。なお、工事請負契約に係る入札については、一般競争入札で実施することとし、その開札は市職員が立会います。

4-3 根郷保育園の保育従事者について

運営事業者として選定された法人は、根郷保育園において従事経験がある保育従事者から就労希望があった場合には、潤滑な保育の引継ぎの観点からも積極的な雇用について検討してください。

5. 資料

5-1 佐倉市立保育園の歴史

年 月	事 柄
昭和 28 年 7 月	佐倉町立佐倉保育所 開所 (定員 60 名、対象年齢3歳児から就学前まで、宮小路官有無番地)
昭和 29 年 3 月	市制施行により佐倉市立佐倉保育園となる。
昭和 31 年 5 月	季節保育所 開所(小竹、臼井、和田) (社会福祉協議会運営、最終的に昭和 48 年まで実施。) ・当初は佐倉保育園職員がその後はつばみ保育園職員が、地域のボランティアの協力を得ながら運営
昭和 43 年 4 月	臼井保育園 開園 (定員 60 名、対象年齢 1 歳児から就学前まで、臼井田)
昭和 44 年 6 月	つばみ保育園 開園 (無認可、3 歳児から就学前まで定額制、弁当持参、馬渡) ・職員は佐倉保育園からの出向。
昭和 45 年 4 月	志津保育園 開園 (定員 60 名、中志津 1 丁目)
昭和 46 年 4 月	根郷保育園 開園 (定員 60 名、城)
昭和 48 年 4 月	北志津保育園 開園 (定員 60 名、井野)
昭和 49 年 5 月	佐倉保育園が鎗木町に移転建替 (定員を 120 名に拡大、生後 6 ヶ月からの乳児保育を開始)
昭和 50 年 4 月	南志津保育園 開園 (定員 90 名、生後 6 ヶ月から、中志津 7 丁目) 馬渡保育園 開園 (定員 60 名、1 歳児から、無認可のつばみ保育園が認可園に変更、馬渡)
昭和 53 年 4 月	佐倉東保育園 開園 (定員 90 名、生後 6 ヶ月から、本町)
平成 3 年 4 月	根郷保育園が大崎台に移転建替 (定員を90名に拡大、産休明け(生後57日目から)保育を開始)
平成 5 年 4 月	志津保育園が西志津に移転建替 (定員を 90 名に拡大、産休明け保育の実施)
平成 8 年 4 月	臼井保育園が建替 (定員 60 名、産休明け保育を実施)
平成 10 年 4 月	根郷保育園が定員変更(90 名→120 名)
平成 11 年 4 月	北志津保育園が建替 定員変更(90 名→120 名) 臼井保育園が定員変更(60 名→90 名)
平成 12 年 4 月	志津保育園が定員変更(90 名→120 名)
平成 13 年 4 月	根郷保育園が定員変更(120 名→130 名)
平成 14 年 4 月	志津保育園が定員変更(120 名→150 名)
平成 17 年 4 月	北志津保育園が定員変更(120 名→130 名) 南志津保育園が定員変更(90 名→100 名)
平成 23 年 4 月	北志津保育園が定員変更(130 名→138 名)
平成 24 年 1 月	佐倉保育園の園舎を賃借により整備 定員変更(120 名→130 名)

平成 24 年 7 月	馬渡保育園が建替 定員変更(60 名→90 名)
平成 28 年 4 月	佐倉東保育園の民営化、生活クラブ風の村保育園佐倉東の開園

根郷保育園民営化運営事業者募集要領

佐倉市こども支援部こども政策課 令和8年12月